



# 名古屋 名大ロータリークラブ

## Weekly Report

2012～2013年度 No. 26

例会日：毎週水曜日 12:30～13:30 創立：昭和56年3月4日  
 例会場：P HOTEL 名古屋錦 中区錦三丁目 15-30 (052) 953-5111  
 事務局：名古屋市中区錦三丁目 15-30 P HOTEL 名古屋錦 560号室  
 (052) 961-2399 (直通) (052) 953-5111 FAX (052) 961-2391  
 E-mail: meihokrc@beach.ocn.ne.jp

クラブテーマ  
 こころに平和を

会長：小関 敏光 幹事：古川 康司 会報委員長：近藤 朗 題字：遠藤 友彦

## 巳巳巳巳 謹賀新年

平成25年元旦 巳巳巳巳

### 新年のご挨拶



#### 会長 小関 敏光

新年あけまして、おめでとうございます。

旧年中は、皆様のご協力により、大過なくクラブ運営ができましたことに、心より御礼申し上げます。我々役員としましては、あと半年間任期が残っておりますので、気を緩めることなく、これまで以上に充実した例会等が出来ますよう鋭意努力する所存ですので、本年もよろしくご指導・ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年は巳年ということで、私の年であり、早いもので私も還暦を迎えます。60歳と言えば、一般のサラリーマンの方々には定年を迎えることとなり、社会の第一線から退くこととなります。

ところで、私の知っている司法修習生は、55歳にして会社勤めをしながら「法科大学院」へ入学し、夜間の教育を受け、卒業後司法試験を受けて合格し、60歳にして司法修習生になった人がいます。彼いわく「あと20年弁護士になって頑張りたい」とのことです。

60歳(還暦)というのも、昨今では、人生の単なる通過点に過ぎず、新たな目標をもって、もう1度人生を生きることを考え直す時期なのかも知れません。

皆様にとっても、本年が充実した年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

皆様にとっても、本年が充実した年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

本日の例会(第1528回) 1/9(水)

賀詞交換会を行います。

次回の例会(第1529回) 1/16(水)

《ロータリー理解推進月間卓話》

スピーカー ロータリー情報委員会  
 委員長 加藤 昌之君

題名 「ロータリー理解推進月間」に因んで

第1527回例会記録 12/26(水)晴

司会 道家 泰之君

斉唱 RS・手に手つないで

バナー披露 旭川東RC(横井 尚啓君)

#### 出席報告

会員数	39名	前々回訂正	1525回例会
欠席会員数	4名	欠席会員	5名中
出席会員数	35名	MAKE UP	5名
出席率	89.74%	出席率訂正	100%

#### 会長挨拶



#### 会長 小関 敏光

みなさん今日は。いよいよ本年の最終例会となりました。私共今年度役員も、半年を終え、丁度折り返しの時期となりました。半年間のご協

力に感謝申し上げますとともに、残る半年間も旧倍のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

さて、12月のことを「師走」とも言いますが、「師走」は「師が走るほど忙しい月」を意味するのではなく「歳極(としはつる)の意から転じたもの」ということだそうです。

ちなみに、旧暦の1月～11月は、次のような意味だそうです。

1月＝睦月・・・互いに往来して仲睦まじくする月

2月＝如月・・・寒いため、衣を着重ねることから「衣更着」

3月＝弥生・・・弥生(いやおい)、すなわち「草木が生い茂る」が変化したもの

4月＝卯月・・・卯の花の月

5月＝皐月・・・「早苗月」の略

6月＝水無月・・・「みずなし月」暑さで水が涸れる月

7月＝文月・・・稲の穂の含月(ふくみづき)の略

8月＝葉月・・・稲の穂をはる月

9月＝長月・・・稲刈月の略

10月＝神無月・・・諸神が出雲に集合し、他の地方には神が不在になる月

11月＝霜月・・・霜降月(しもふりづき)の略

ところで、立春(2月4日ごろ)、立夏(5月5日ごろ)、立秋(8月7日ごろ)、立冬(11月7日ごろ)という日があり、その前日が節分の日になりますが、これは旧暦(太陰暦)において、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日を言うのかと思っていましたが、そうではなく、どうやら「立春」は冬至(太陽黄経270度のとき)と春分の日(太陽黄経0度のとき)の中間日ごろ(正確には、太陽黄経315度のとき)を、「立夏」は春分の日と夏至(太陽黄経90度のとき)の中間日ごろ(正確には太陽黄経45度のとき)を、というように、太陽暦と同じように太陽を基準に定めていたようです。そして、「夏も近づく八十八夜」とは立春から数えて88日め(5月2日ごろ)を指し、「210日」(9月1日ごろ)もやはり立春から数えた日にちのことです。

ちなみに、今年の春分の日から秋分の日までは186日で、今年の秋分の日から来年の春分の日までは179日と、7日間も冬に当たる期間が短くなっています。これは、地球が太陽の回りを公転していますが、必ずしも正確な円ではなく楕円軌道上を公転していることによるものと思われます。

もう1つだけお話しすると、「冬至」は、年間を通じて1番日照時間が短い日のことで、必ずしも日の出の時刻が1番遅く、日の入り時刻が1番早い日ではありません。1番早く日が沈むのは12月上旬で冬至日にはそのころよりは遅くなっています。逆に、日の出が1番遅いのは1月上旬ごろです。旧暦においても、太陽を基準にした日がいくつもあったようです。ありがとうございました。

よいお年をお迎え下さい。

## 幹事報告

1. 下半期の会費の払い込みは12月31日までとなっておりますので、よろしくお願い致します。
2. 「ネパール奨学支援プロジェクト」として回収させていただきました書き損じ・未使用ハガキ42枚をさいたまユネスコ協会へ送付致しました。ご協力ありがとうございました。
3. 次週1月2日(水)は定款第6条第1節C項により休会と致します。従いまして、次回例会は1月9日(水)となりますので、お間違えのないようお願い致します。
4. 事務局の年末年始の休日は12月29日～1月6日までとなりますので、よろしくお願い致します。

## 卓話

### 法曹養成と弁護士の行方



会員 加島 光

1 法曹養成

(1) 従前の法曹養成

私や小関会長、宇都木エレクト、近藤先生が弁護士を志したころの

法曹養成制度は、

司法試験合格

司法修習(2年 1年半)

弁護士事務所就職(勤務弁護士として働く、いわゆるイソ弁)

独立開業(共同経営の場合も)

というものでした。

私も、平成8年、司法試験に合格し、平成9年、第51期司法修習生として司法研修所に入所し、2年間の司法修習を経て、平成11年4月弁護士登録をしました。

そして、3年半、イソ弁として働き、平成14年10月、独立開業しました。

だいたい都市部の弁護士は、このような経歴を持っていると思います。

(2) 現行の法曹養成

現在の法曹養成制度は、

法科大学院卒業(2年または3年)

司法試験合格

司法修習(1年)

弁護士事務所就職など

という形に変わりました。

法科大学院，いわゆるロースクールは，法学既修者 2 年間，未修者 3 年間のカリキュラムで，従前の司法修習の内，前期修習終了程度までを担うものとされています。

そして，司法試験合格後，1 年間の司法修習を経て，弁護士登録することになります。

ちょうど，12 月に修習が終了し，弁護士登録されるので，弁護士会は，いままさに，新学期みたいなものです。

### (3) 問題点

司法試験合格者数の増加に伴う弁護士登録者の増加

当初合格者は 500 名前後であったのが私が合格したころは 750 名前後，それから 1000 名，1500 名と増え，新制度が始まり，3000 人を目標とすることになり，今年は 2000 名の合格者が生まれました。

2011 年 1 月 1 日時点で，日本の弁護士数は，30447 名で，諸外国に比べて少ないと言われていますが，諸外国では，我が国の法曹隣接職種（司法書士，税理士，社会保険労務士，行政書士など）もいわゆるローヤーとして数えられるので，一概に少ないとは言えないのではないかという指摘もあります。

弁護士登録者増加に伴う弁護士事務所への就職難

このように司法試験合格者が増え，弁護士登録者が増えると，その就職先としての弁護士事務所の確保も必要ですが，弁護士登録者数に，採用予定事務所の数が追いつかず，就職できない弁護士登録者（登録希望者）が発生するという問題が生じました。

これについては小関会長が愛知県弁護士会の就職問題に携わっていらっしゃるので，大変なご苦労をされたと思います。

先日の報道においても，400 名以上の修習修了者の進路が決まっていない（弁護士登録していない）とのことで，問題となっています。

ノキ弁，即独の問題

弁護士事務所に就職できない場合，修習を終え，勤務弁護士経験を積むことなく独立開業する「即独」や，事務所に所属はするものの，雇用される訳ではない「ノキ弁」という形態も現れました。

従前の法曹養成の仕組みからすると，勤務弁護士としての経験を積めないという点で，OJT の機会が無かったり，少なかったりという懸念がされています。

弁護士業界のパイ自体の縮小

そもそもデフレ下の不況により，弁護士の仕事自体が減っているという問題があり，修習修了者の採用を予定する事務所が減っているという現象もあります。

### (4) リストラは可能か

弁護士の仕事は，民事，刑事，商事，家事ほか多岐にわたります。

割の良い仕事もあれば，ボランティア活動に近いもの，まさにボランティアなものもあります。

人権保障を担う特殊な仕事か，法的サービスを提供するサービス業か。

弁護士は，利用者に法的サービスを提供するサービス業としてあるべきとの指摘も十分に理解できます。

しかし，それだけでよいのか，人権保障の担い手たる仕事は不採算部門であることが多く，割に合わないからと言って切り捨ててよいのか，これからの弁護に突きつけられた課題とします。

### (5) その他

法曹養成と費用（給費制と貸与制）の問題もあります。

弁護士は，人権保障の担い手なのか，サービス業なのか，とも関連する問題と言えましょう。

## 二 三 宝 箱

横井 尚啓君

先週、旭川東 RC の例会に出席してきました。

石黒 勉君

上半期、ご協力有難うございました。

下半期も又、よろしく願います。

柘植 勝介君

ゴルフ友の会優勝ありがとうございます。

梅村美知容さん

今日も元気に来させて頂いた事に感謝。

加島 光君

卓話します。

よろしく願います。

【本年度も半年終わりました。

ご協力ありがとうございました。】

小関 敏光君	岩田 満治君	古川 康司君	半泊 與則君
山田 浩二君	渡邊 泰彬君	星川 直志君	横井 登君
道家 泰之君	遠藤 友彦君	北村紀子さん	柴山 利彌君
尾關實津成君	杉浦 正文君	尾関 正一君	梶川 久雄君
川村 智康君	藤原 研一君	加藤 昌之君	阿部 美男君
伊藤 晋一君	宇都木 寧君	横田 徳久君	入江由希子さん
松岡 三明君	梅田 渉君		